

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.003

処 分 名	都市公園の占用変更許可
処 分 の 概 要	占用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出して許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条 3 項
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○占用にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める占用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第6条

(略)

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。